○釧路市阿寒町コミュニティ施設条例

平成１７年１０月１１日

釧路市条例第３０号

改正　平成１９年３月２２日条例第１０号

平成２０年１０月２日条例第３９号

平成２０年１２月１２日条例第５０号

平成２１年６月２６日条例第３３号

平成２１年１０月２日条例第３８号

平成２１年１２月１１日条例第４９号

平成２２年６月１８日条例第３０号

平成２２年１２月１５日条例第４９号

平成２３年３月１８日条例第１号

平成２６年３月２０日条例第４号

平成２７年９月１８日条例第４２号

平成２９年３月１７日条例第１０号

平成３１年３月２２日条例第８号

令和元年６月２８日条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、釧路市阿寒町コミュニティ施設（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　施設の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第３条　市長は、施設のうち阿寒町布伏内コミュニティセンター、阿寒町徹別多目的センター及び阿寒町仁々志別多目的センターの管理に関する次の業務を行わせるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

（１）　施設の利用の承認に関する業務

（２）　施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

（３）　施設及びその設備の維持管理に関する業務

（４）　その他市長が定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第４条　指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、前条の規定による指定に係る施設（以下「指定管理施設」という。）の管理を行わなければならない。

（使用承認等）

第５条　施設の使用（指定管理施設の利用を含む。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ所定の申請書を提出し、市長（指定管理施設にあっては、指定管理者。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。

２　市長は、管理上必要があると認めたときは、その使用について条件を付し、及びこれを変更することができる。

（使用料等の納入）

第６条　前条第１項の規定により施設のうち阿寒町橋南センターの使用の承認を受けた者は、当該施設の使用料（以下「使用料」という。）を市長に納入しなければならない。

２　前条第１項の規定により指定管理施設の利用の承認を受けた者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならないものとし、利用料金は、指定管理者の収入とする。

３　第１項に規定する施設及び指定管理施設以外の施設の使用は、無料とする。

４　使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）は、使用の承認を受けたときに納入しなければならない。ただし、市長（指定管理施設にあっては、指定管理者）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の額）

第７条　使用料は、別表第２に定める額とする。

（利用料金の設定基準等）

第８条　利用料金は、別表第２に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

２　指定管理者は、利用料金の額について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

３　市長は、前２項の規定により承認したときは、その内容について速やかに告示するものとする。

（使用料等の減免）

第９条　市長（指定管理施設にあっては、指定管理者）は、必要があると認めたときは、使用料等を減免することができる。

（使用料等の不還付）

第１０条　既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、市長（指定管理施設にあっては、指定管理者）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該使用料等の全部又は一部を還付することができる。

（１）　第５条第１項の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき。

（２）　使用前に取消し又は変更の申出があったとき。

（３）　その他還付すべき特別の事情があったとき。

（使用者の義務）

第１１条　使用者は、その使用に当たって次の事項を遵守しなければならない。

（１）　承認の条件に従い、規律ある使用をすること。

（２）　火災等災害の防止及び衛生に留意するとともに、施設の建物、附属設備等の保全その他の事故防止に十分な措置を講じること。

（３）　使用上特別な設備をしようとするとき、又は既設のものに変更を加え、若しくは特殊な機械等の持込みをしようとするときは、あらかじめ市長（指定管理施設にあっては、指定管理者。第５号において同じ。）の承認を受けること。

（４）　使用者は、その使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（５）　その他市長の指示に従うこと。

２　使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

３　使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（使用の制限）

第１２条　市長（指定管理施設にあっては、指定管理者）は、施設の使用に関し次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認せず、又は使用の承認を取り消し、若しくは停止させることができる。

（１）　施設の建物、附属設備等を破損するおそれがあり、管理上支障があるとき。

（２）　公安及び風俗を乱すおそれがあるとき。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるとき。

（４）　この条例に違反したとき。

（５）　承認の条件に違反したとき。

（６）　公益上やむを得ない理由が生じたとき。

（７）　前各号のほか、使用が不適当であると認めたとき。

２　前項の規定により、使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（損害賠償の義務）

第１３条　使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設の建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（管理人）

第１４条　市長は、施設（指定管理施設を除く。）に管理人を置くことができる。

２　管理人は、施設を管理するとともに、火災及び盗難予防に努める。

（市による指定管理施設の管理）

第１５条　指定管理者に代わって、市が施設のうち阿寒町布伏内コミュニティセンター、阿寒町徹別多目的センター又は阿寒町仁々志別多目的センターの管理を行う場合における当該施設に関する第６条第１項の規定の適用については、同項中「阿寒町橋南センター」とあるのは、「阿寒町橋南センター及び指定管理者に代わって市が管理を行う阿寒町布伏内コミュニティセンター、阿寒町徹別多目的センター又は阿寒町仁々志別多目的センター」とする。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１７条　市長は、施設を無断で使用した者に対しては、その使用を中止させなければならない。

２　前項の場合において、使用を中止しないときは、その者を１万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年１０月１１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の阿寒町コミュニティ施設条例（平成１５年阿寒町条例第２９号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１９年３月２２日条例第１０号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１０月２日条例第３９号）

この条例は、平成２０年１０月６日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１２日条例第５０号）

この条例は、平成２１年２月９日から施行する。

附　則（平成２１年６月２６日条例第３３号）

この条例は、平成２１年７月２７日から施行する。

附　則（平成２１年１０月２日条例第３８号）

この条例は、平成２１年１１月１６日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１１日条例第４９号）

この条例は、平成２２年２月８日から施行する。

附　則（平成２２年６月１８日条例第３０号）

この条例は、平成２２年７月２６日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１５日条例第４９号）

この条例は、平成２３年２月７日から施行する。

附　則（平成２３年３月１８日条例第１号）抄

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２０日条例第４号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（使用料等の改定に係る経過措置）

４　この条例（第１条、第９条、第１２条から第１５条まで、第１８条、第１９条、第２１条から第２５条まで、第２８条、第２９条、第３１条、第３２条、第３６条、第４４条、第５４条、第５７条、第６０条、第６４条及び第６８条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定（第２項第４号から第６号までに規定する規定を除く。）は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取等（以下「使用等」という。）に係る使用料等であって、施行日以後に支払を受けるべきもの（施行日前に発行した納入通知書に係るものを除く。）について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等若しくは施行日前に発行した納入通知書に係る使用料等については、なお従前の例による。

（規則への委任）

８　この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附　則（平成２７年９月１８日条例第４２号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１７日条例第１０号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２２日条例第８号）抄

改正　令和元年６月２８日条例第２号

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（使用料等の改定に係る経過措置）

５　この条例（第１条、第９条、第１２条から第１６条まで、第２１条、第２３条から第２６条まで、第２９条、第３０条、第３２条から第３４条まで、第３７条、第４０条、第４５条、第５７条、第６０条、第６３条、第６７条及び第７１条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定（第２項第３号から第５号までに規定する規定を除く。）は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取、入港等（以下「使用等」という。）に係る使用料等（第９項に規定する使用料等を除く。）であって、施行日以後に支払を受けるべきものについて適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等については、なお従前の例による。

（規則への委任）

１０　この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附　則（令和元年６月２８日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 阿寒町橋南センター | 釧路市阿寒町仲町２丁目６番１号 |
| 阿寒町北会館 | 釧路市阿寒町北新町２丁目１番２号 |
| 阿寒町下舌辛集会所 | 釧路市阿寒町下舌辛１１線５６番地 |
| 阿寒町布伏内コミュニティセンター | 釧路市阿寒町布伏内２２線北５１番地地先 |
| 阿寒町コミュニティセンタータンチョウの家 | 釧路市阿寒町上阿寒２５線３７番地 |
| 阿寒町徹別多目的センター | 釧路市阿寒町徹別中央３４線４１番地 |
| 阿寒町西徹別多目的研修集会所 | 釧路市阿寒町西徹別３９線１７番地 |
| 阿寒町上徹別福祉会館 | 釧路市阿寒町飽別５１線２４番地 |
| 阿寒町東栄集会所 | 釧路市阿寒町東栄１１３番地 |
| 阿寒町仁々志別多目的センター | 釧路市阿寒町仁々志別３２線８９番地 |
| 阿寒町若草会館 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉６丁目２番１９号 |

別表第２（第７条、第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第１種 | 第２種 |
| １時間当たり | １時間当たり |
| ６月から９月まで | １０月から５月まで | ６月から９月まで | １０月から５月まで |
| 多目的ホール | ５３０円 | ７１０円 | ２，７６０円 | ３，７００円 |
| 上記以外の一室につき | １６０円 | ２８０円 | ９２０円 | １，４００円 |

備考

１　第１種は、市内の諸団体又は個人の使用の場合

２　第２種は、市外の諸団体又は個人の使用の場合

３　入場料又はこれに類するものを徴収する使用者及び営利を目的とする使用者の場合は、第１種にあっては第２種、第２種にあっては第２種使用料の１００分の２００の額を徴収する。

４　使用時間３０分以上の場合は１時間とし、３０分未満の場合は切り捨てる。